

Ⅲ 風水害対策編

第 1 節 河川施設等の安全化 【都市整備部・都建設局・都下水道局】

第 1 河川

1 現況

近年、1時間あたり100ミリを超える局地的な降雨による水害の増加などを踏まえ、神田川流域では、現在進めている50ミリの降雨に対応する護岸の整備に加えて、調節池の整備や河川への流出を抑制する流域対策により、時間最大75ミリの降雨に対応することを目指している。豊島区内の神田川においては、護岸の整備は既に完了している。

また、平成17年度より西武新宿線の神田上水橋梁の架け替えを含め、その上下流約40mの改修事業が平成20年度に完了している。

平成19年度には、東京都が上流部に整備していた環状七号線地下調節池が完成し、神田川、善福寺川及び妙正寺川から洪水時に54万 m^3 が貯留可能となり、浸水被害の軽減に効果を発揮している。

現在、東京都は石神井川と妙正寺川を結ぶ環状七号線地下広域調節池（石神井川区間）を整備中であり、完了後には調節池としてさらなる効果を発揮できる。

2 水位警報装置の整備

昭和55年度に整備された神田川の警戒水位を伝達する神田川水位警報装置は、老朽化に伴い平成19年度より3か年かけてシステムの更新が完了し、新たに池袋南交差（通称ビックリガード）のアンダーパス部に冠水水位計と警報装置を設置した。毎年、保守点検を実施している。

【参照：水位観測装置及び水位警報装置（資料編 III 風水害対策編p. 3）】

第 2 内水排水

1 現況

区内は、下水道完備地域（幹線27,997m、枝線369,659m）である。

2 内水排水事業

都では、1時間に50ミリの降雨に対応できるように河川及び下水道を整備してきたが、近年の1時間に100ミリを超える局地的な降雨により水害が発生している。

下水道局は、1時間に50ミリの降雨に対応する幹線として、第二雑司ヶ谷幹線、第二千川幹線、谷端川一号幹線（一部）、坂下幹線等を整備し、現在は管きよのバイパス化、第二谷田川幹線等の整備を進めている。また、平成25年8月に発生した集中豪雨による大規模な浸水被害を受け、千川幹線を増強し1時間75ミリの降雨に対応する施設整備に着手している。

3 透水性舗装

透水性舗装は、路面の機能を維持したまま、雨水を大地に還元し、下水道施設の一部を軽減する効果の他、地下水の涵養などが期待される。

都においては、当面、歩道部分の舗装を対象に透水性舗装の施工を実施し、区においても、昭和58年度から歩道部分を中心に透水性舗装を実施している。

【参照：透水性舗装施工実績（資料編 III 風水害対策編p. 3）】

4 公園整備に伴う流出抑制施設

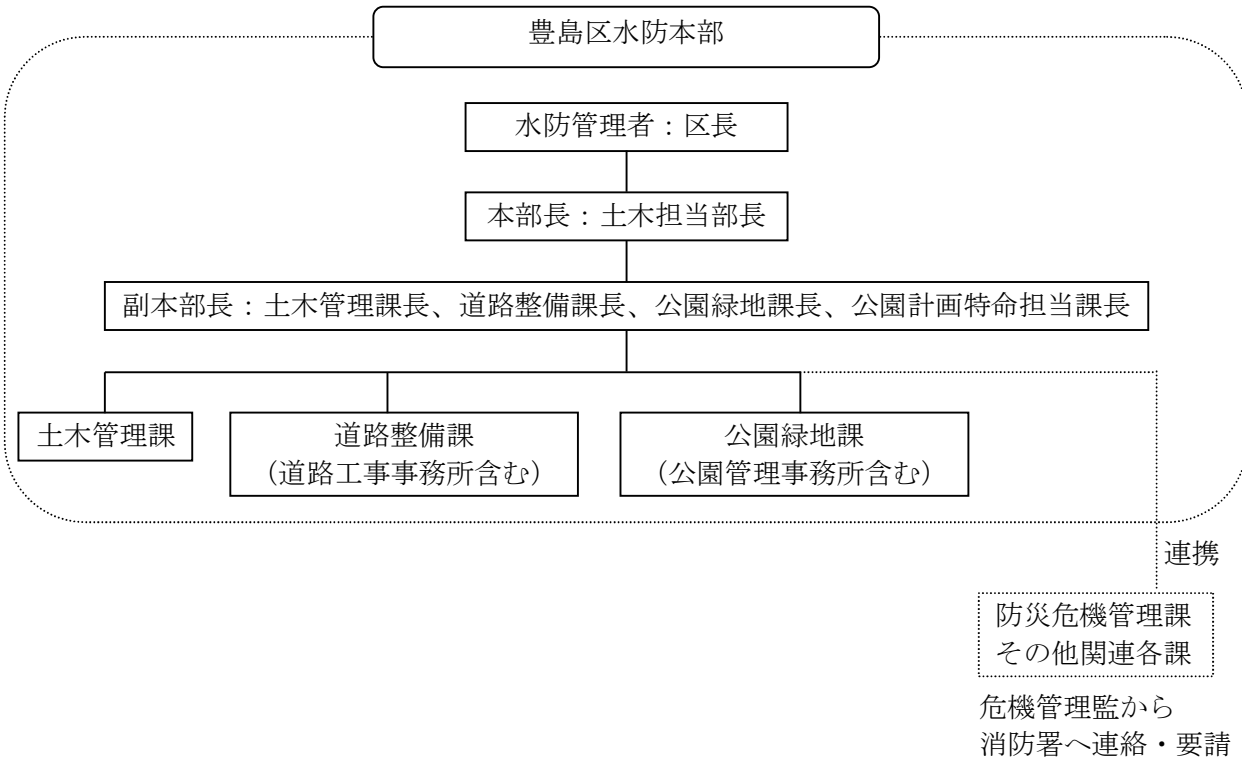
公園、児童遊園内に浸透U形溝、浸透枳及び浸透管を設け、雨水を大地に還元し、樹木の成育環境の改善と雨水の圏外排出量の抑制による下水道施設の負担軽減を目的として昭和57年度から実施している。

【参照：公園、児童遊園内流出抑制施設設置工事実績（資料編 III 風水害対策編p. 5）】

第 2 節 区の水防態勢 【都市整備部・総務部】

第 1 水防本部

1 水防本部の組織図、判定会議



判定会議

(主宰) 土木担当部長

(出席) 危機管理監、

土木管理課長、道路整備課長、公園緑地課長、公園計画特命担当課長、防災危機管理課長、土木担当係長（調整グループ）、道路整備担当係長（道路整備グループ）、公園緑地担当係長（公園管理グループ）、防災危機管理担当係長（管理グループ）

2 水防本部の設置基準

水防本部は、下記の場合に本部長（土木担当部長）の判断により設置する。

- (1) 大雨・洪水注意報発表時で警報に移行する可能性が高い時
- (2) 大雨・洪水警報発表時
- (3) 大雨・洪水警報発表の恐れがある時
- (4) 台風接近時に警戒が必要な時
- (5) その他本部長が必要と認める時

なお、(2)以外については、判定会議（後述）により決定する。

また、台風接近時の強風により、災害の発生の恐れがあるときは、水防本部が対応する。

3 水防本部の態勢

- (1) 水災の防御及び発災後の応急対策活動に備える態勢
- (2) 災害に関する情報収集及び関係部局・機関との情報連絡のために必要な態勢

種別	適用基準	道路整備課	土木管理課	公園緑地課	計
----	------	-------	-------	-------	---

A班 態勢	水防本部設置基準のいずれかに該当する場合	庁内3 事務所4	—	—	7名
B班 態勢	水防本部設置基準のいずれかに該当する場合	庁内3 事務所4	—	庁内3 事務所4	14名
C班 態勢	水害等被害が発生する恐れがある場合	庁内3 事務所6	庁内4	庁内3 事務所4	20名
D班 態勢	水害等被害の発生の可能性が極めて高いと想定される場合	庁内7 事務所8	庁内13	庁内3 事務所8	39名

※その他の態勢については「大雨・台風対応マニュアル」による。

※B・C・D班態勢における人員数については、気象状況に応じ判定会議により増減を行う。

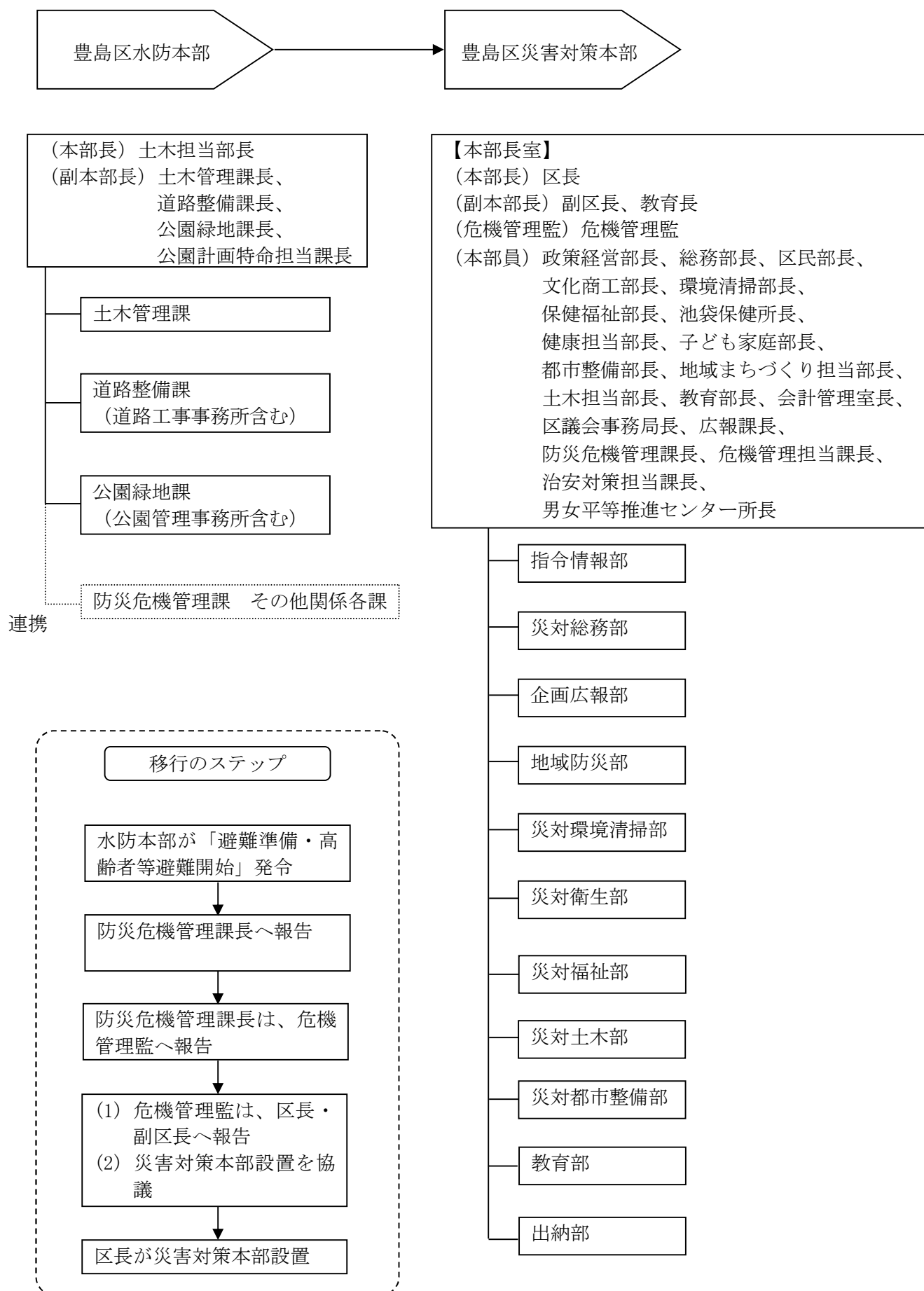
4 水防本部の職務

種 別	職 務 分 担		態 勢
本 部 長	(1) 水防本部の設置、解散及び総括 (2) 区長、副区長、危機管理監等との連絡調整 (3) 判定会議の主宰		A班：1名 B班：1名
副本部長	(1) 本部長の補佐 (2) 本部長不在の際の代理 (3) 庁内班、事務所班の指揮		C班：2名 D班：全員
道路整備課	庁 内 班	(1) 水防本部の庶務 (2) 気象、水位情報等の収集、伝達（東京都、近隣区との連絡含む） (3) 陳情等受付、処理状況把握 (4) 被害状況等把握、対応 (5) 池袋駅周辺区道のパトロール及び排水状況管理 (6) 防災危機管理課との連絡調整	A班 B班 C班 D班
	道路工事 事務所班	(1) 土嚢配布等陳情対応 (2) 浸水実績箇所の浸水防止対策	
土木管理課	庁内班	(1) 道路整備課庁内班の応援 (2) 池袋駅周辺区道のパトロール及び排水状況管理 (3) 被災状況調査	C班 D班
公園緑地課	庁 内 班	(1) 道路整備課庁内班の応援 (2) 公園・児童遊園・街路樹の倒木等対応	B班 C班 D班
	公園管理 事務所班	(1) 土嚢配布 (2) 【強風・暴風時】公園・児童遊園・街路樹の倒木等対応	B班 C班 D班

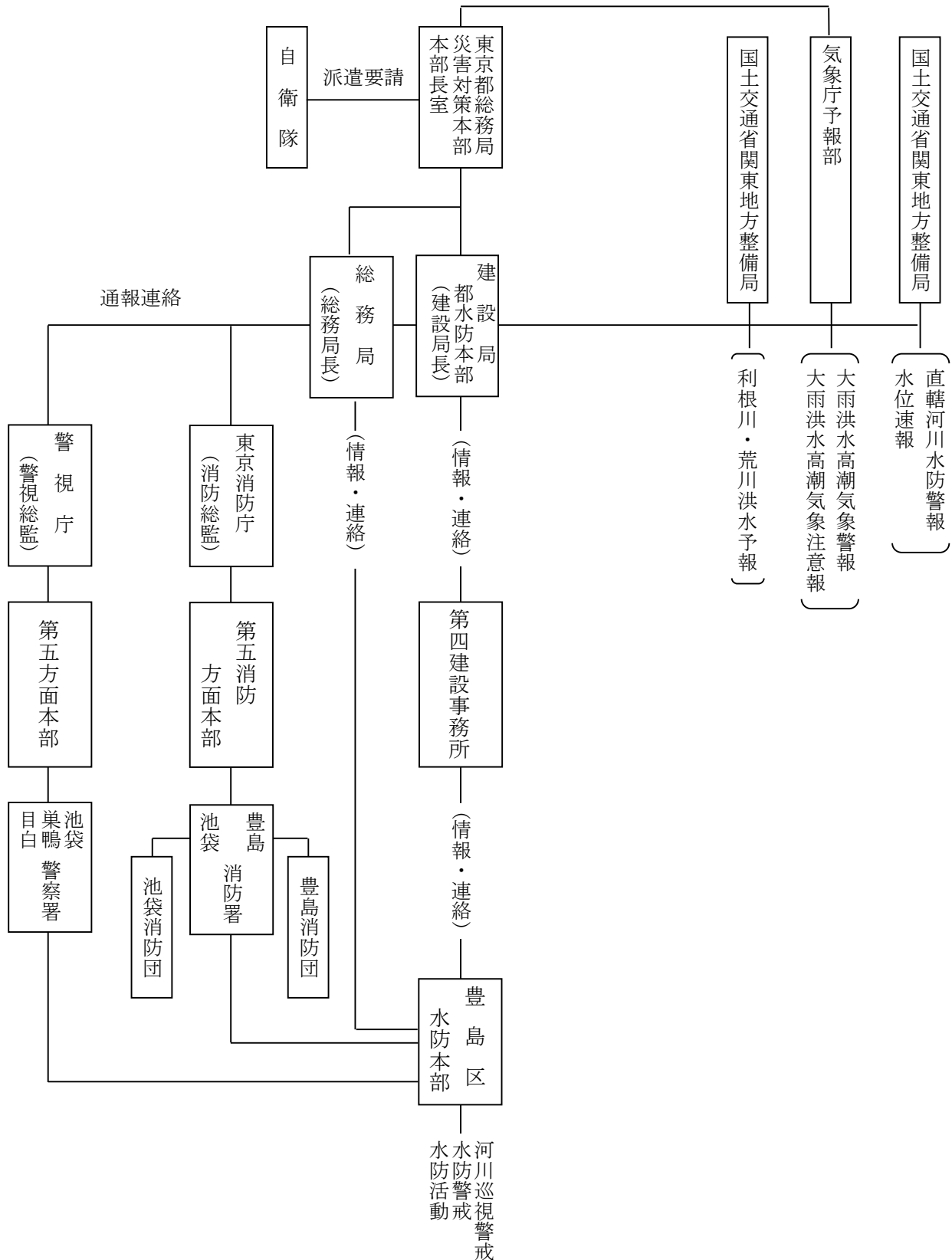
5 水防本部設置時における総務部（防災危機管理課）の連携行動の基準

- (1) 総務部防災危機管理課長は、「大雨、洪水警報」等の通報を受けたときは、防災危機管理課職員（災害対策要員を含む。以下同じ。）に待機態勢を指示する。勤務時間外の場合は、危機管理監及び土木担当部長に通報するとともに、防災危機管理課職員に参集を指示するなど必要な態勢をとる。
- (2) 防災危機管理課職員は、降雨、水位等の状況の把握及び情報の収集に努めるとともに、東京都への連絡、報告等を行う。
- (3) 危機管理監は、河川の水位が警戒ラインに達すると予想されるとき、または水位の急激な上昇が予想されるときは、直ちに消防機関に連絡する。
- (4) 危機管理監は、河川の水位が警戒ラインに達したときは、区長の指示により直ちに消防機関に対して準備、出動を要請する。
- (5) 防災危機管理課職員は、直ちに出水の可能性のある地域について、出水の有無、おおよその規模を調査する。また、防災危機管理課長は、予想被害地域が広範にわたる場合には、区民部区民活動推進課長を通じて、出先事業所あるいは町会の役員などに対して所管区域内の調査を依頼する。
- (6) 避難勧告・避難指示の発令が予想される場合、危機管理監は必要に応じ水防本部長と避難準備・高齢者等避難開始の発表について協議するとともに、災害対策本部への移行の準備を行う。なお、気象に関する特別警報が発表された場合、危機管理監は、区民等に対して情報の内容、数十年に一度の大雨等が予想され、重大な危険が切迫しているため、最善を尽くして身を守るための行動を促すための情報伝達を直ちに実施するとともに、災害対策本部への移行を準備する。
- (7) 危機管理監は、被害の発生を区長、副区長等に報告する。
- (8) 勤務時間内の場合は、防災危機管理課長は、被害の発生を「庁内放送」「無線放送」等により職員に周知する。

6 水防本部から災害対策本部への移行



7 区とその他関係機関の連携



8 水防本部の解散

本部長は、被災の恐れがなくなったと判断したとき水防本部を解散する。解散にあたっては、区長・副区長へその旨連絡する。

第2 災害対策本部

1 災害対策本部の設置

- (1) 区長は、超大型台風等の直撃により、区内での浸水被害や公共交通機関の計画運休等、区民生活への多大なる影響が想定される場合には、災害対策本部を設置する。
- (2) 災害対策本部は、原則として、豊島区本庁舎5階の会議室507から510に設置し、「災害対策本部」の表示を掲げる。ただし、災害の状況によっては、他の場所に設置することができる。

2 設置の通知及び区民等への周知

- (1) 区長は、災害対策本部の設置を決定したときは、直ちに下記に対して設置を通知する。
 - ① 豊島区議会（区議会事務局経由）
 - ② 東京都知事
 - ③ 区内防災関係機関の災害対策責任者
 - ④ 防災会議委員
 - ⑤ 隣接区の区長
- (2) また、本部長は、設置を通知する際、同時に報道機関へ発表するとともに、区ホームページ等を通じて、区民に周知する。区ホームページは大規模災害モードへ切り替え、緊急情報を届きやすくするとともに、多数のアクセスに対応できるようにする。

3 災害対策本部の組織

震災時の災害対策本部の組織に準ずる。

【参照：区災害対策本部の組織・運営(本編 II 震災対策編第2部p. 2)】

4 災害対策本部の分掌事務

(1) 台風接近前

ア 災害対策本部会議の開催

- (ア) 台風通過・上陸が予想される日の区の業務・イベント等について確認し、実施の可否を決定するとともに、台風への対応方針について決定する。

イ 区議会との連携

- (イ) 区は、区議会事務局を通じて、区議会へ区の体制等を報告する。
- (イ) また、必要に応じて、区議会議長に災害対策本部会議への出席を要請する等、区議会と連携して対応にあたる。

ウ 区の業務・イベント等

- (ウ) 区民及び職員の安全を第一に考え、業務・イベント等は原則中止とする。
- (イ) 災対各部は、鉄道の運行状況・計画運休等の情報収集に努め、業務・イベント等の実施の可否について検討する。
- (ウ) 災対各部の検討結果は、指令情報部（防災危機管理課）において集約し、災害対策本部会議にて実施の可否を決定する。
- (エ) 保育園や学童クラブは児童福祉施設のため、基本的には開園するが、鉄道等の計画運休や想定される災害規模等を考慮のうえ、可能な限り保護者へ預け入れの自粛を要請する。やむを得ず閉園する場合は、応急保育等を実施する。
- (オ) 子どもスキップは、学校が休校の場合は原則として利用中止となるが、特段の事情

がある場合は、保護者の付き添いを条件として学童クラブの児童を受け入れる。ただし、鉄道等の計画運休や想定される災害規模が大きい等の特段の事情がある場合は、保護者へ利用自粛を要請する。

(ハ) 災害対策本部会議にて決定した業務・イベント等の実施状況は、区ホームページ、安全・安心メール、SNS等を使用し、区民に周知する。

(ニ) 災対各部は、災害対策本部の決定に基づき、各部所管の業務・イベント等の実施状況について、関係各所に連絡する。

エ 東京都への報告

(ア) 指令情報部（防災危機管理課）は、東京都が整備する災害情報システム（DIS）を通じて、区の体制等について都に報告する。この際、都総合防災部への定期的な電話連絡を徹底する。

オ 救援センターの開設準備

(ア) 災害対策本部会議の決定に基づき、救援センターの開設準備を行う。

(イ) 台風等の風水害に開設する救援センターは、神田川浸水想定区域内の高南小学校を除く34の救援センターと、としまセンタースクエアの計35か所とする。

(ウ) 開設する救援センターの名称、住所、開設時間等は、区ホームページ、安全・安心メール、SNS、防災行政無線、戸別受信機等を使用し、広く区民に周知する。

カ 職員配備態勢の決定

(ア) 各救援センターに配備する職員数は、地域本部は8名、その他の救援センターは6名を基準とする。

(イ) 各救援センターに配備する職員のうち、としまセンタースクエアに配備する職員は、災害対策要員の中から防災危機管理課長が指名する。その他の救援センターについては、震災時と同様、年度当初に指定した地域配備職員を配備する。

(ウ) この際、可能な限り各救援センターに1名以上の女性職員を配備するよう留意する。

(エ) あらかじめ、ローテーション勤務のシフト表や、休憩スペースについて検討する等、持続可能な職員の勤務体制を確立する。

キ 医療体制の構築

(ア) 豊島区医師会等との連携を図り、各地域本部及びとしまセンタースクエアに救援センター医療救護所を開設する。

(イ) 救援センターに配備する職員とは別に、各地域本部及びとしまセンタースクエアに区の常勤保健師2名を配備し、避難者の健康状態の把握及び健康相談を行う。

ク 避難行動要支援者の移送体制の整備

(ア) 避難を希望する避難行動要支援者の移送について、事前に町会や民生委員等と協議するとともに、ボランティアなども活用した移送体制を整備する。

ケ 資金の準備

(ア) 不測の事態に備え、出納部（会計課）と連携し、資金を準備する。

(2) 台風接近時

ア 災害対策本部会議の開催

(ア) 災対各部の対応状況等について報告し、情報共有を図るとともに、当面の対応方針を決定する。

イ 避難勧告等の伝達

- (ア) 区は、区ホームページ、安全・安心メール、SNS、防災行政無線、戸別受信機等を使用し、区民に対して、警戒レベルに応じた避難勧告等を発令する。

【参照：第4節 避難 第1 警戒レベルを用いた防災情報の提供】

- (イ) 台風接近時の風雨が激しい中では、防災行政無線が聞き取りにくい場合が想定されるため、フリーダイヤルによる内容確認サービスを活用して、区民が音声によって情報を得られるようにする。

ウ 東京都への報告

- (ア) 指令情報部（防災危機管理課）は、救援センターの名称、住所、開設時間等を、DISを通じて都に報告する。

エ 要配慮者の移送

- (ア) 避難を希望する要配慮者を救援センターへ移送する。

オ 救援センターの開設・運営

- (ア) 災害対策本部の指示のもと、配備職員は指定された時刻に救援センターに参集し、施設管理者の協力のもと、施設の開錠及び開設準備を行う。
- (イ) 開設後、避難者の受け入れを開始する。この際、避難者に避難者カードを記入してもらうよう依頼する。
- (ウ) 救援センター配備職員は、救援センター開設後、避難者の受け入れと並行して、避難者カードに基づき避難者名簿を作成する。
- (エ) 避難者が情報収集できるよう、避難スペースには可能な限りテレビ、パソコン、モニター等を設置する。
- (オ) 救援センター配備職員は、下記の事項についてあらかじめ検討しておく。
- ・避難スペース内の区分け及び通路の確保
 - ・避難スペースでは避難が困難な要配慮者の受け入れスペース
 - ・授乳室の確保
 - ・同行避難してきたペットの避難スペース
 - ・路上生活者への対応
- (カ) 救援センター配備職員は、避難者や地域等と協力体制を構築し、物資の配布や運営事項の決定等、救援センターの運営を共同で実施する。

(3) 台風上陸時

ア 災害対策本部会議の開催

- (ア) 災対各部の対応状況、救援センターの運営状況等について報告し、情報共有を図るとともに、台風通過後の対応方針を決定する。

イ 区民への情報発信

- (ア) 区は、区ホームページ、安全・安心メール、SNS、防災行政無線、戸別受信機等を使用し、区民に対して、災害の状況や防災気象情報等を発信する。
- (イ) 在宅避難をしている区民に対しては、不要不急の外出を控えるよう周知する。

ウ 東京都への報告

- (ア) 指令情報部（防災危機管理課）は、各救援センターの収容人数を、1時間ごとにDISを通じて都に報告する。

エ 救援センターの運営

- (ア) 避難者に、不要不急の外出を控えるよう周知する。

オ 関係機関との連携

- (ア) 区は、警察・消防・自衛隊等の関係機関と定期的な連絡を行い、被害状況の収集・把握に努める。

(4) 台風通過後

ア 災害対策本部会議の開催

- (ア) 被害状況や災対各部の対応状況、救援センターの運営状況等について報告し、情報共有を図る。
- (イ) 通常業務や学校再開の観点から、救援センターの閉鎖・再編成について決定するとともに、今後の区の対応方針を確立する。

イ 被害状況の把握

- (ア) 指令情報部（防災危機管理課）と災対土木部は、区内のパトロールを実施し、被害状況の把握に努める。
- (イ) 災対各部は、人的被害や建物被害等の状況を取りまとめ、指令情報部（防災危機管理課）へ報告する。
- (ウ) 台風により、浸水や建物被害等があった区民について、被災者台帳を作成し、情報を整理する。

ウ 救援センターの閉鎖・再編成

- (ア) 災害対策本部会議の決定に基づき、救援センターの閉鎖・再編成を実施する。
- (イ) 救援センターの閉鎖にあたって、救援センター配備職員は、施設管理者と連携し、施設の原状復帰及び施錠を行う。また、救援センターの閉鎖に伴い、救援センター医療救護所も同時に閉鎖する。

エ 区民への情報発信

- (ア) 区は、区ホームページ、安全・安心メール、SNS、防災行政無線、戸別受信機等を使用し、区民に対して、災害の状況や救援センターの運営状況等を発信する。

オ 総合相談所の設置と相談内容及び担当

- (ア) 被害の状況により、企画広報部は、区民の災害に関しての相談に応じるため、関係機関及び関係部局の協力を得て、被災地或いはその他適当な場所に、総合相談所を設置する。

項 目	担 当
消 毒	池袋保健所生活衛生課
土砂搬出・排水	都市整備部道路整備課、道路工事事務所
住 居	都市整備部住宅課、東京都都市整備局
融 資	文化商工部生活産業課、保健福祉部生活福祉課、 都市整備部住宅課、東京都産業労働局
税 務	区民部税務課、豊島都税事務所、豊島税務署
国民健康保険	区民部国民健康保険課
教 育	教育部学務課
生 活 保 護	保健福祉部生活福祉課
罹 災 証 明	総務部防災危機管理課
清 掃	環境清掃部豊島清掃事務所
電 気	東京電力㈱

項 目		担 当
ガ	ス	東京ガス㈱
河	川	第三、第四建設事務所
上	水 道	東京都水道局
下	水 道	東京都下水道局 北部下水道事務所
そ	の 他	政策経営部区民相談課

5 災害対策本部の廃止

- (1) 本部長は、超大型台風等による災害が発生する恐れが解消したと認めるとき、または災害に係る応急対策が概ね完了したと認めるときは、災害対策本部会議の審議を経て、本部を廃止する。
- (2) 災害対策本部を廃止したときは、設置に準じて関係者に通知する。
- (3) 区ホームページを大規模災害モードから通常モードに戻す。

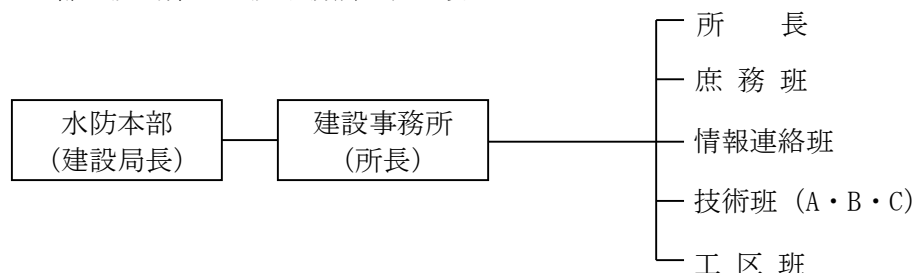
6 災害対策各部タイムライン

【参照：災害対策各部タイムライン(資料編 Ⅲ 風水害対策編p. 24)】

第 3 節 関係機関の水防態勢 【都建設局・東京消防庁】

第 1 都建設局第四建設事務所の態勢及び活動

1 都建設局第四建設事務所水防態勢



2 水防態勢の基準及び内容

種類	基準	業務内容	人 員
連絡態勢	①荒川に、水防警報（待機又は準備）が発表されたとき。 ②荒川に、氾濫注意情報（洪水注意報）が発表されたとき。	①情報の収集及び連絡 ②配備態勢の指示連絡が行える態勢	3名 (若干名)
警戒配備態勢	①水防用気象情報の警報が発表されたとき。 ②荒川に水防警報（出動）が発表されたとき ③石神井川に氾濫危険情報が発表されたとき ④荒川に、氾濫警戒情報等（洪水警報）が発表されたとき ⑤神田川に氾濫危険報が発表されたとき ⑥入間川流域において、堤防の破損等が確認されたとき	①情報の収集及び雨量・水位の観測 ②資器材の点検 ③水害の発生に対し、直ちに水防活動が行える態勢がとれる態勢	11名 (おおむね 1/15)
第一非常配備態勢	①局地的な水害が発生するおそれがあるとき、または発生したとき。	①情報の収集及び雨量・水位観測、現場状況の把握 ②水害の発生に対し直ちに水防活動が行える態勢	16名 (おおむね 1/10)
第二非常配備態勢	①複数の区域で水害が発生するおそれがあるとき、または発生したとき。	①情報の収集及び雨量・水位観測、現場状況の把握 ②水防活動が直ちに対応できる態勢	30名 (おおむね 1/5)
第三非常配備態勢	①大規模な水害が発生するおそれがあるとき、または発生したとき。	①情報の収集及び雨量・水位観測、現場状況の把握 ②水防活動が直ちに対応できる態勢	50名 (おおむね 1/3)
第四非常配備態勢	①都内全域にわたり水害が発生するおそれがあるとき、または発生したとき。	①情報の収集及び雨量・水位観測、現場状況の把握 ②全員で対応する態勢	171名 (水防要員 全員)

注：人員については、状況により所管課長の判断で増減できる。

3 所の活動

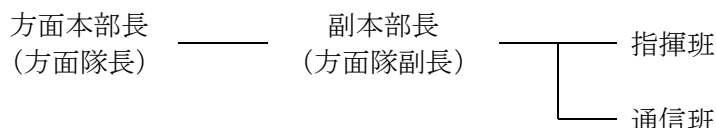
所は、水防管理団体の行う水防が十分行われるように、概ね次の水防活動を行うものとする。

- (1) 気象情報、洪水予報、水防警報及び水位周知河川の情報を連絡する。
- (2) 気象状況並びに水位、潮位に応じて河川等の警戒を行い、異常を発見したときは、直ちに関係機関に連絡するとともに事態に即応した措置を講じる。
- (3) 水防作業に必要な技術上の援助を行う。
- (4) 水防作業に必要な資器材の援助を行う。
- (5) 他の水防機関との連絡、調整を行う。
- (6) 水防計画に定めた箇所の雨量、水位及び潮位の観測を行う。
- (7) 洪水、高潮、内水等による被害情報の収集を行う。
- (8) 内水による浸水被害情報を得たときは、関係機関に連絡するとともに、事態に即応した措置を講ずる。
- (9) 土砂災害警戒情報が発表されたときは、各区と情報を共有するとともに、密接な連絡・調整を図り、適切な助言及び支援を行う。

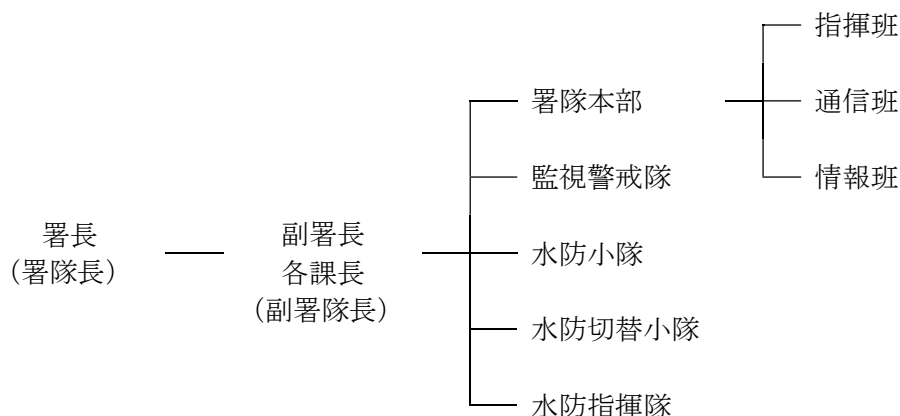
第2 東京消防庁の態勢及び活動

洪水又は内水氾濫等による、大規模な水災が発生する危険があるとき、又は発生したときは、区及び都の水防計画の定めるほか、この計画の定めるところにより、豊島消防署及び池袋消防署の全機能をあげて水防管理者（区長）その他の関連機関との連携のもとに、被害の拡大防止のために活動を実施する。

1 第五消防方面本部



2 消防署（豊島・池袋）



3 水防態勢

消防署長は、気象状況等により管轄区域に大雨警報又は洪水警報が発表されたとき又は情

報収集体制の強化が必要と認めたとき、水防態勢を発令する。

4 水防非常配備態勢

東京消防庁の水防非常配備態勢は、気象状況、災害状況に応じて、水防第1非常配備態勢から水防第4非常配備態勢を警防本部長が発令する。ただし、方面本部長及び署長は水防第1非常配備態勢及び水防第2非常配備態勢を発令することができる。

5 水防活動

水災の発生が予想されるとき、又は発生したときは、事前計画に基づき次により水防活動を実施する。

(1) 態勢の強化

水防非常配備態勢発令と同時に各消防署の署隊本部機能を強化し、東京消防庁水災警防本部、第五消防方面本部及び豊島区災害対策本部と緊密な連携を保持し、適確な情報に基づき計画に定める各非常配備態勢の確立に努める。

(2) 災害警報

東京消防庁警防本部、気象庁、その他関係機関から通報を受けたとき、又は自らその発表を知ったときは、直ちに、消防署及び消防出張所に一斉通報し、各消防署等は、管内住民に周知する。

(3) 監視警戒の実施

水防第2非常配備態勢以上の態勢発令時において、必要と認めた場合は、監視警戒隊を派遣し、水災発生危険箇所その他必要な事項の状況把握に努める。

(4) 水防活動の実施

水防活動は、人命救助を伴う水災に対しては、水災等の発生及び消防力の状況等を勘案して水防活動にあたる。

ア 消防機関の長は水防管理者から出動の要請を受けたとき又は自ら水防作業の必要を知ったときは、直ちに出勤し、水防作業を行う。

イ 河川、海岸、堤防等を随時巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちにその管理者に連絡して必要な措置を求める。

ウ 水防法（昭和24年法律第193号）第21条に基づき消防機関に属する者は、水防上緊急の必要がある場所において、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入を禁止し、若しくは制限し、又はその区域から退去を命ずる。

エ 水防に際し、堤防その他の施設が決壊したときは、消防機関の長は、直ちにこれを関係者に通報するとともに、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努める。

オ 消防機関の長は、水防のためやむを得ない必要がある時は、水防法第24条に基づき、その区域に居住する者又は水防の現場にある者を水防に従事させる。

(5) 部隊運用要領

部隊運用は、災害の規模に応じ署隊内で処理し得るものは署隊長が行い、他の署隊の応援を要するものは方面隊長が、他の方面からの応援を要するものについては、水災警防本部長がこれを行う。

(6) 資器材の使用、収用

水防のため緊急に必要なときは、水防計画の定めるところにより、現場において必要な資器材を使用、収用する。

(7) 避難の処置

避難指示が発令された場合は、東京都水防信号等に関する規則に定める危険信号及びそ

その他の方法により区域内住民に伝達するとともに、関係機関等と協力して住民が安全で速やかな避難ができるよう必要な処置をとる。

6 救助・救急活動

- (1) 災害に対応した救助・救急資器材を活用して、組織的な人命救助・救急活動を行う。
- (2) 救助活動に建設資器材等が必要な場合は、関係事業者との協定等に基づく迅速な調整を図り、効果的な活動を行う。
- (3) 救急活動にあたっては、消防団等との協力により現場救護所を設置し、行政機関、医療関係機関等と連携し、高度救急資器材を有効に活用して、傷病者の救護にあたる。
- (4) 傷病者を適応する医療機関へ迅速に搬送する。

7 各機関の報告体制

消防署、消防団等が行っている消防活動及び救急救助活動について、諸情報を収集し、これを取りまとめ区に報告するとともに、警視庁、陸上自衛隊等の関係機関との相互の情報交換を図る。

主な収集項目は、次のとおりである。

- (1) 災害発生状況及び消防活動状況
- (2) 要救助者情報及び医療活動情報
- (3) その他災害活動上必要ある事項

8 訓練の充実

水防部隊の効果的運用と的確かつ能率的な水防活動を行うため、水防関係機関と協力または協働して各種訓練を実施する。

(1) 参加者

消防職員、消防団員、災害時支援ボランティア、区、防災関係機関

(2) 訓練項目

- ア 部隊編成訓練
- イ 情報通信訓練
- ウ 本部運営訓練
- エ 水防活動訓練
- オ その他水害発生時の活動に必要な訓練

(3) 実施時期

年1回以上実施する。

第3 警察

被災者の人命救助等にあたるほか、周辺地域の交通規制を行う。

第4 水防協力

区は、出水又は水防の必要を知ったときは、応急対策の迅速かつ円滑な遂行を確保し、地域住民の生命及び財産を守るため、協力団体と連絡をとり水防対策の万全に努めるものとする。

1 水防協力隊

(1) 編成

ア 高田一丁目地区災害対策部水防協力隊 約15名

(2) 協力事項

- ア 河川の水位等の監視に関すること。
 - イ 地域住民への災害情報の周知に関すること。
 - ウ 土のうの点検及び地域配備に関すること。
 - エ 区、防災関係機関及び地域防災組織相互の連絡に関すること。
 - オ 被害状況調査に関すること。
 - カ 水防及び排水作業に関すること。
 - キ 被災者に対する炊き出し及び配分に関すること。
- 2 土木防災協会
- 区のみで十分な応急対策が実施できない場合は、協定に基づき豊島土木防災協会に協力を要請する。

第 4 節 気象情報と通信連絡 【総務部・都市整備部・都建設局】

第 1 気象情報

気象等の情報は、水防活動のための基礎的情報であり、気象庁がインターネット等により提供する各種防災気象情報を活用する。

第 2 水防活動用注意報、警報

気象庁が水防活動用に行う気象等の注意報・警報は気象業務法第14条の2（予報及び警報）のとおりである。

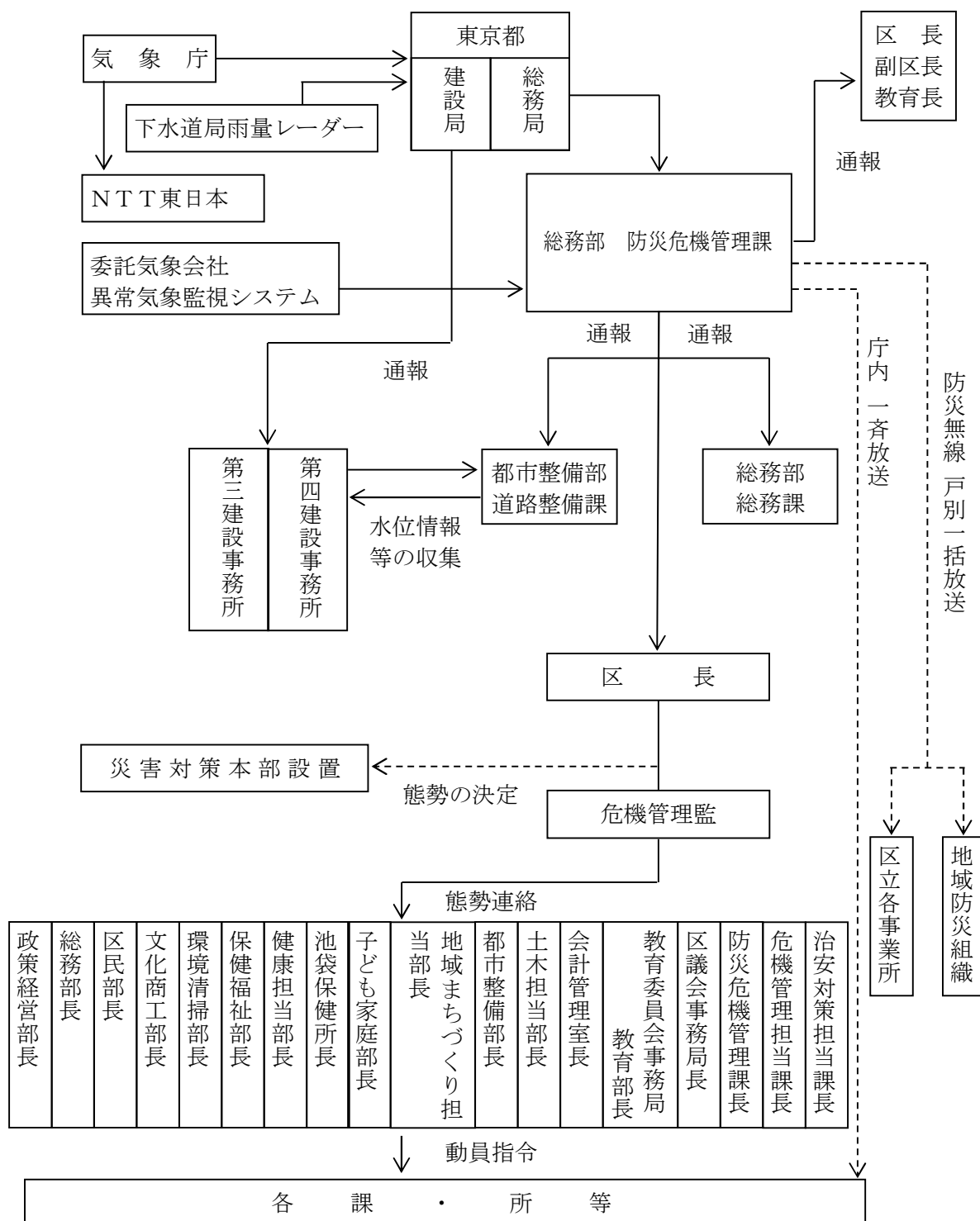
【参照：気象等の主な注意報・警報の種類と発表基準(資料編 III 風水害対策編p. 6)】

第 3 情報連絡系統

気象情報は、都建設局から都建設事務所をへて区都市整備部道路整備課へ、又、都総務局からは総務部防災危機管理課へ、それぞれ伝達される。

総務部防災危機管理課では、独自に異常気象情報の収集活動を実施している。

気象情報連絡系統



第4 観測通報

- 1 区は、積極的に建設局（都水防本部）と連絡をとるとともに管内の雨量、水位等の正確な資料を観測者から迅速に入手し、常に的確な情報の把握に努めるものとする。
- 2 雨量観測所

【参照：雨量観測所一覧（資料編Ⅲ 風水害対策編p.11）】

3 雨量の通報

雨量の速報は次の基準で行う。区は、建設局（水防本部）から要請のあった場合観測成果を報告するものとする。

- (1) 1時間に30mmをこしたとき、以後毎時の雨量
- (2) 3時間に70mmをこしたとき、以後2時間毎の雨量
- (3) 1日に130mmをこしたとき、以後2時間毎の雨量

4 水位の通報

【参照：中野区、杉並区管内の特別定点(資料編 III 風水害対策編p. 11)】

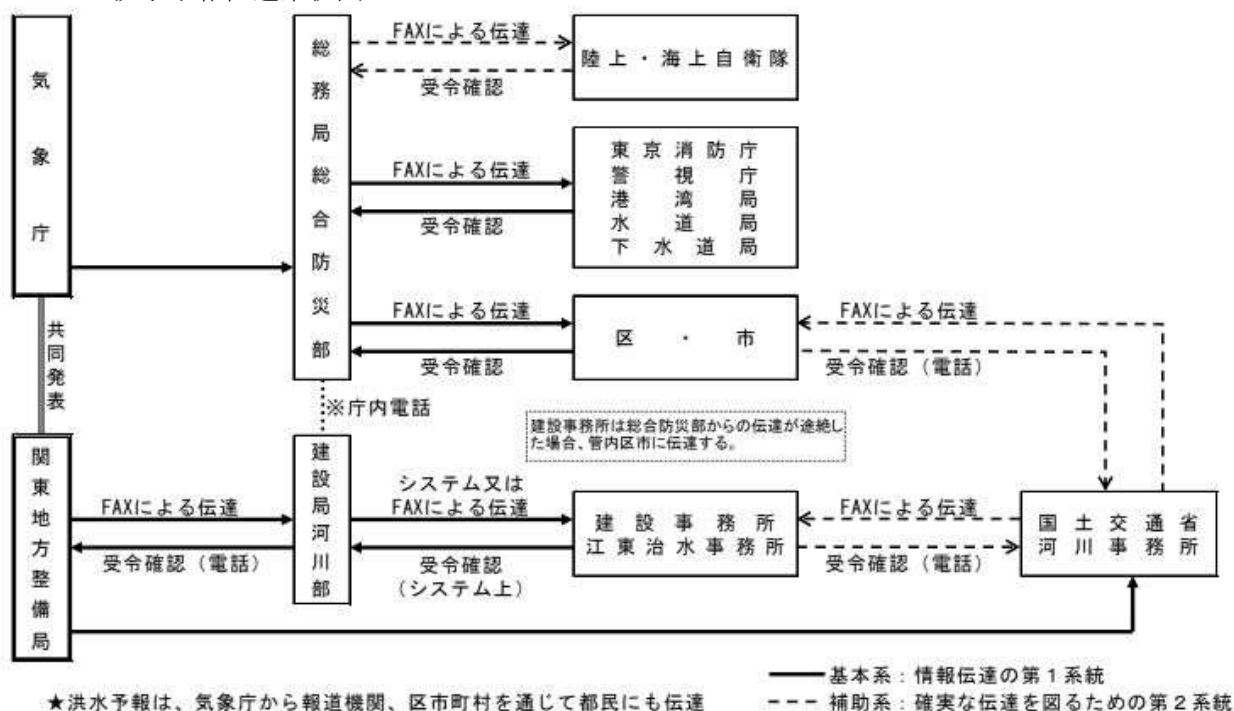
第5 洪水予報

1 関係する河川に係る洪水予報

都と気象庁予報部とが共同で行う洪水予報で区に関係するものは、神田川洪水予報である。(水防法第11条、気象業務法第14条の2第3項)

気象庁が提供する1時間先までの予測雨量をもとに、神田川の4か所における基準点での水位変動を予測し、洪水の恐れがあるときに都と気象庁が共同で発表する予報として、平成21年3月から運用されている。

2 洪水予報伝達系統図



※ 総合防災部は、道路整備課（水防担当部署）と防災危機管理課（避難勧告等発令担当部署）に伝達

3 洪水予報を行う河川及びその範囲

河川名	区 間	基準地点
神田川	左岸： 三鷹市井の頭三丁目 322 番地先から隅田川合流点まで	番屋橋 和田見橋
	右岸： 三鷹市井の頭三丁目 322 番地先から隅田川合流点まで	南小滝橋 飯田橋

4 洪水予報の種類と発表基準

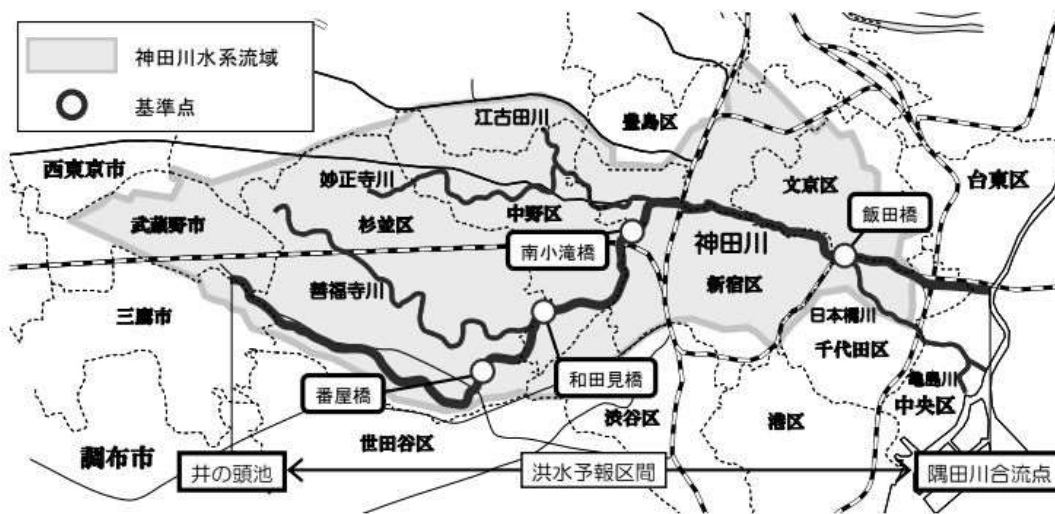
種 類	発 表 基 準
神田川氾濫危険情報	基準地点のいずれか1地点の水位が、概ね1週間以内に氾濫発生水位に到達することが見込まれる場合、あるいは氾濫危険水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合に発表する。
神田川氾濫注意情報解除	全ての基準地点の水位が、氾濫危険水位を下回り、洪水のおそれがなくなったとき。

5 洪水予報河川発表基準水位

単位 A.P.

河川名	基準地点	所在地	水防団 待機水位 (指定水位)	氾濫 注意水位 (警戒水位)	氾濫 危険水位	氾濫 発生水位
神田川	番屋橋	杉並区和泉	—	—	34.10 m	34.93 m
	和田見橋	中野区弥生町	—	—	29.72 m	30.59 m
	南小滝橋	新宿区北新宿	—	—	17.96 m	20.10 m
	飯田橋	文京区後楽	—	—	3.67 m	5.27 m

神田川洪水予報実施区間と基準地点



第6 要配慮者利用施設への洪水予報の伝達

神田川洪水予報が発表された場合、区は、浸水想定区域内に所在する次の要配慮者利用施設の管理者等に対して、その情報を伝達する。

施設名	所在地	伝達の方法
区民ひろば高南第一	高田 2-11-2	固定電話又は無線電話
区民ひろば高南第二	高田 3-38-7	固定電話
豊島区立高田介護予防センター	高田 3-38-7	固定電話
高田馬場病院	高田 3-8-9	固定電話又は地域防災無線
大同病院	高田 3-22-8	固定電話又は地域防災無線
特別養護老人ホーム山吹の里	高田 3-37-17	固定電話又は無線電話
高齢者在宅サービスセンター山吹の里	高田 3-37-17	固定電話
目白らるスマート保育所	高田 3-20-1	固定電話
高田チャイルドルーム	高田 3-7-13	固定電話
デイサービスセンターこのまち高田馬場	高田 3-5-13	固定電話
スパ&リハビリ こころ目白台	高田 1-17-20	固定電話
リヴァトレ高田馬場	高田 3-7-9	固定電話
高南小学校	高田 2-12-7	固定電話

第7 土砂災害警戒情報の活用

大雨による土砂災害発生危険度が高まったときに、区長が防災活動や住民等への避難勧告等の災害応急対応を適切に行えるよう支援するため、国土交通省河川局と気象庁が連携して判断基準となる土砂災害警戒避難基準雨量の設定手法を策定した。

都は、これに基づき、下記のとおり発表基準を作成し、気象庁と都が共同して発表するための情報伝達体制を整備し、平成20年2月1日に運用が開始された。

1 発表基準

土砂災害警戒情報の発表基準は、警戒基準と警戒解除基準から成り、それぞれ以下のとおりとする。

(1) 警戒基準

警戒基準は、大雨警報又は大雨特別警報発表中において、気象庁作成の降雨予測に基づく監視基準に達したときとする。

(2) 警戒解除基準

警戒解除基準は、監視基準を下回り、かつ短時間で再び監視基準を超えないと予想されるときとする。ただし、大規模な土砂災害が発生した場合には、東京都建設局と気象庁予報部が協議のうえ、基準を下回っても解除しない場合もあり得るが、降雨の実況、土壌の水の含み具合、及び土砂災害の発生状況等に基づいて総合的な判断を適切に行い、当該地域を対象とした土砂災害警戒情報を解除することとする。

2 情報の特徴及び利用にあたっての留意事項

(1) 発表対象とする土砂災害は、土石流と集中的に発生する急傾斜地の崩壊とする（発表対象としない土砂災害は、降雨から技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊・山体崩壊、地すべりとする）。

(2) 降雨から土砂災害の危険度を判断するため、個々の災害発生場所、発生時刻、規模等は特定できない。

3 情報の伝達

都は、区及び各支庁・建設事務所へ、防災ファックス及びDIS（災害情報システム）を利用し伝達する。

4 区の対応

(1) 避難指示（緊急）又は避難勧告の発令

東京都及び気象庁から土砂災害警戒情報が発表されたときは、区内に21箇所ある土砂災害警戒区域（うち10箇所の特別警戒区域を含む。以下同じ。）を踏まえ、避難指示（緊急）又は避難勧告を発令する。

(2) 情報の収集及び伝達体制の構築

雨量情報、土砂災害警戒情報、住民からの前兆現象や近隣の災害発生情報等についての情報の収集及び伝達体制を整備する。

(3) 避難所の開設・運営等に向けた体制の構築

土砂災害に対して安全な避難所の一覧表、開設・運営体制、避難所開設状況の伝達について、検討のうえ整備する。

(4) 避難行動要支援者等への支援体制の整備

土砂災害警戒区域の付近を中心に、社会福祉施設、医療施設等及び在宅の避難行動要支援者等に対する情報の伝達体制、避難行動要支援者等の情報の共有を進めると共に、避難準備・高齢者等避難開始の発表基準・時期について検討する。

(5) 防災意識の向上に向けた取り組みの推進

住民の防災意識向上に向けて、説明会、防災訓練、防災教育等を実施する。

第8 竜巻等に関する情報の活用

1 気象庁による情報

気象庁は、必要に応じて、次の情報を提供する。

(1) 予告的な気象情報

低気圧の発達などにより災害に結びつく気象現象が予想される場合、半日から1日程度前に「大雨と雷及び突風に関する東京都気象情報」などの標題で予告的な気象情報を発表する。このとき、竜巻などの激しい突風の発生が予想される場合には、「竜巻などの激しい突風」と明記して注意を呼びかける。

(2) 雷注意報

積乱雲に伴う激しい気象現象（落雷、ひょう、急な強い雨、突風など）の発生により被害が予想される数時間前に雷注意報を発表する。このとき、竜巻などの激しい突風の発生が予想される場合には、注意報本文の付加事項に「竜巻」と明記して特段の注意を呼びかける。

(3) 竜巻注意情報

気象ドップラーレーダーの観測などから、竜巻等の激しい突風が発生するおそれがある時に、竜巻注意情報を発表する。雷注意報が発表されている状況下において発表する情報で、有効期間は発表から1時間である。

(4) 竜巻発生確度ナウキャスト

気象ドップラーレーダーの観測などを利用して、竜巻等の激しい突風が発生する可能性のある地域を分布図（10km格子単位）で表し、その1時間後までの移動を予測する。竜巻発生確度ナウキャストは、平常時を含めて常時10分毎に発表する。

2 竜巻等発生時の都内における情報伝達等

(1) 気象庁は、上記の情報を都など関係機関及び報道機関へ伝達する。気象庁及び都は、東京都地域防災計画で定めた経路により伝達を行う。

(2) 竜巻などの現象は、発現時間が短く、発現場所も極めて狭い範囲に限られている。竜巻注意情報が発表された場合には、次の対応が重要である。

ア 周囲の空の状況に注意を払い、空が急に真っ暗になる、大粒の雨が降り出す、雷が起るなど、積乱雲が近づく兆候が確認された場合には、頑丈な建物に避難するなどの身の安全を確保する行動をとる。

イ 多くの人が集まる屋外行事や高所作業のように、避難に時間がかかると予想される場合には、気象情報や雷注意報にも留意し、早めの避難開始を心がける。

ウ 竜巻発生確度ナウキャストは、危険な地域の詳細や変化の状況の把握ができるため、雷注意報や竜巻注意情報と組み合わせて利用することが効果的である。

(3) 区は、災害時の体制を確認するとともに、気象庁などとも連携のうえ、気象情報に十分留意し、災害に係る対応について区民に対する周知等に努める。

第 5 節 水防法及び土砂災害防止法に基づく対策

第 1 水防法

「水防法」は、洪水、雨水出水等の水災を警戒、防御し、被害を軽減して公共の安全を保持することを目的とした法律である。

第 2 浸水想定区域の指定

国土交通大臣は水防法第14条第 1 項に基づき、河川ごとに、当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定している。

このうち、区に関係するものは神田川の浸水想定区域である。水防法第15条第 1 項及び第 2 項に基づき、以下の事項を定める。

1 洪水予報等の伝達

「第 4 節 気象情報と通信連絡 第 5 洪水予報」のとおり。

2 救援センターの開設

浸水想定区域の区民の避難所は、以下の救援センターとする。

町丁目	救援センター
高田一丁目、二丁目、三丁目	目白小学校（第 5 地域本部）

3 浸水想定区域内の要配慮者利用施設

名称	所在地
区民ひろば高南第一	高田 2-11-2
区民ひろば高南第二	高田 3-38-7
豊島区立高田介護予防センター	高田 3-38-7
高田馬場病院	高田 3-8-9
大同病院	高田 3-22-8
特別養護老人ホーム山吹の里	高田 3-37-17
高齢者在宅サービスセンター山吹の里	高田 3-37-17
目白らるスマート保育所	高田 3-20-1
高田チャイルドルーム	高田 3-7-13

名称	所在地
デイサービスセンターこのまち高田馬場	高田 3－5－13
スパ&リハビリ こころ目白台	高田 1－17－20
リヴァトレ高田馬場	高田 3－7－9

4 要配慮者利用施設への洪水予報の伝達

「第4節 気象情報と通信連絡 第6 要配慮者利用施設への洪水予報の伝達」のとおり

5 浸水想定区域の周知

区は、地域における防災訓練等で洪水ハザードマップを配布し、浸水時の避難場所や避難時の注意事項等について周知する。

【参照：第6 豊島区洪水・土砂災害ハザードマップ】

第3 土砂災害防止法

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止の推進に関する法律」（以下、「土砂災害防止法」という。）は土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害の恐れのある区域についての危険の周知、避難体制の整備を図るとともに、著しい土砂災害が発生する恐れがある区域において住宅等の新規立地の抑制等のソフト対策を推進しようとするものである。

第4 土砂災害警戒区域等の指定

平成31年3月15日、東京都知事は土砂災害防止法に基づき、区内において土砂災害警戒区域21箇所、特別警戒区域10箇所を指定した。土砂災害防止法第8条第1項及び第2項に基づき、以下の事項を定める。

1 情報の収集

区は、気象庁が発表する気象情報、土砂災害警戒情報及び警戒判定メッシュ情報の収集に努める。

また、土砂災害の前兆現象を把握するため、職員の巡回監視を行うとともに、警察・消防機関及び消防団等の防災関係機関から情報を収集する。

2 避難勧告等の発令

避難勧告等や救援センターの開設状況等、避難に関する情報を土砂災害警戒区域等の区民に確実に伝達するため、区ホームページ、防災行政無線、安全・安心メール、SNS等、多様な手段を用いる。

3 救援センターの開設

土砂災害警戒区域等の区民の避難所は、以下の救援センターとする。

町丁目	救援センター
南池袋四丁目、雑司が谷一丁目、目白一丁目、高田二丁目	目白小学校（第5地域本部）
駒込一丁目、二丁目、七丁目	駒込小学校（第10地域本部）
南大塚一丁目	巣鴨小学校（第12地域本部）

4 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設

区内の土砂災害警戒区域内に存する要配慮者利用施設は、以下のとおりである。

名称	所在地
----	-----

- 5 要配慮者利用施設への土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達
区は、固定電話又は防災行政無線を使用し、要配慮者利用施設へ土砂災害に関する情報、予報及び警報を伝達する。
- 6 土砂災害警戒区域の周知
区は、土砂災害警戒区域等の住民に対して、土砂災害ハザードマップを各戸配布し、土砂災害からの確に身を守るための知識を普及する。
【参照：第6 豊島区洪水・土砂災害ハザードマップ】

第5 要配慮者利用施設の利用者の安全確保

「水防法等の一部を改正する法律（平成29年法律第31号）」の施行により、要配慮者利用施設の避難体制の強化を図るため、「水防法」及び「土砂災害防止法」が平成29年6月19日に改正された。これにより、当該施設の管理者又は所有者（以下「管理者等」という。）は、以下の事項の実施が義務付けられた。

- 1 計画の作成
 - (1) 要配慮者利用施設の管理者等は、洪水時又は土砂災害時の施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。
 - (2) 管理者等は、計画を作成したときは、遅滞なくこれを区に報告しなければならない。これを変更したときも同様とする。
 - (3) 区は、管理者等が計画を作成していない場合において、必要があると認めるときは、管理者等に対し、必要な指示をすることができる。
- 2 訓練の実施
 - (1) 管理者等は、作成した計画に基づき、洪水時又は土砂災害時の施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を実施しなければならない。

第6 豊島区洪水・土砂災害ハザードマップ

- 1 目的
洪水ハザードマップは、近年の集中豪雨や台風等の都市型水害における洪水氾濫による浸水危険地域と避難場所、避難路等災害時の対応に必要な情報を住民に事前に提供することで、住民が洪水に対する危険性の認識を深め、事前に準備、災害時の迅速な対応をとることにより被害の軽減を図ることを目的とする。
また、土砂災害ハザードマップは、土砂災害警戒区域ならびにこれらの区域における土砂災害の発生原因となる自然現象の種類（急傾斜地の崩壊）を表示した図面に、土砂災害防止法第8条第3項に規定する事項（①土砂災害に関する情報の伝達方法、②急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の避難場所に関する事項、③その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項）を記載し、土砂災害に備え必要な状況を住民に事前に提供することで、住民が土砂災害に対する危険性の認識を深め、事前に準備、災害時の迅速な対応をとることにより被害の軽減を図ることを目的とする。
- 2 想定と現況

洪水を想定した降雨は、神田川および石神井川流域では平成30年3月および31年3月に都が改定を行った浸水予想区域図における想定最大規模降雨（総雨量690mm、時間雨量153mm）、隅田川流域では平成12年9月に発生した東海豪雨（総雨量589mm、時間雨量114mm）と同程度

としている。

神田川付近の一部で2mを越す浸水が予想されているなど、区内全域に亘って水害の発生があり得る。

また土砂災害は、警報レベルの降雨が長時間にわたり、降り続いた場合に発生する可能性が高い。

3 事業計画

(1) 洪水ハザードマップ

防災危機管理課及び東・西区民事務所各窓口

地域における防災訓練時

(2) 土砂災害ハザードマップ配布

土砂災害警戒区域内の各戸

防災危機管理課及び東・西区民事務所各窓口

土砂災害警戒区域における防災訓練時

(3) 区のホームページに掲載

第 6 節 避難【総務部・都市整備部・消防署】

第 1 警戒レベルを用いた防災情報

平成31年3月に「避難勧告等に関するガイドライン」（内閣府（防災担当）策定）が改定され、住民は「自らの命は自らが守る」意識を持ち、自らの判断で避難行動を取る、との方針が示された。この方針に沿って、住民が取るべき行動を直感的に理解しやすくなるよう、5段階の警戒レベルを明記して防災情報が提供されることとなった。警戒レベル、住民が取るべき行動及び区の対応は以下のとおりである。

警戒レベル	取るべき行動	防災気象情報	区の対応
警戒レベル 5 相当	すでに災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動を取る。	・大雨特別警報 ・氾濫発生情報 等	・災害発生情報 ※可能な範囲で発令
警戒レベル 4 相当	速やかに避難行動を取る。区からの避難勧告の発令に留意するとともに、避難勧告が発令されていなくても危険度分布や河川の水位情報等を用いて自ら避難の判断をする。	・土砂災害警戒情報 ・氾濫危険情報 等	・避難指示（緊急） ・避難勧告
警戒レベル 3 相当	高齢者、障害者、乳幼児を連れた方等（以下「高齢者等」。）の避難に時間を要する人とその支援者は避難行動を取る。区からの避難準備・高齢者等避難開始の発令に留意するとともに、危険度分布や河川の水位情報等を用いて高齢者等は自ら避難の判断をする。	・大雨警報（土砂災害） ・洪水警報 ・氾濫警戒情報 等	・避難準備・高齢者等避難開始
警戒レベル 2 相当	ハザードマップ等により、避難先や避難経路等、避難行動について確認する。	・大雨注意報 ・洪水注意報 ・氾濫注意情報 等	・避難準備・高齢者等避難開始の発令を判断できる体制
警戒レベル 1 相当	最新の防災気象情報等に留意する等、災害への心構えを高める。	・早期注意情報	・警戒体制

1 区民の対応

区民は、区から避難勧告（警戒レベル 4）や避難準備・高齢者等避難開始（警戒レベル 3）等が発令された場合、速やかに避難行動を取る。

一方、多くの場合、防災気象情報は自治体が発令する避難勧告等よりも先に発表されるため、避難が必要とされる警戒レベル 4 や高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル 3 に相当する防災気象情報が発表された際は、避難勧告等が発令されていなくても危険度分布や河川の水位情報等を用いて自ら避難の判断をする。

2 普及・啓発

区は、5 段階の警戒レベルと防災気象情報との関係や考え方等について、各種防災訓練を通じて、区民への普及・啓発を図る。

第2 避難勧告の判断基準設定

1 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成

区は、国の「避難勧告等に関するガイドライン」に基づき、避難勧告等の判断・伝達マニュアルを作成する。

2 避難に要する時間を見込んだ避難勧告の発令

区は、それぞれの河川ごとに、気象情報や水位情報等に基づき総合的な判断を行い、住民が避難に要する時間を適切に見込んだうえで、避難勧告等を発令する。

また、土砂災害警戒情報が発表された際は、対象区域の住民が避難に要する時間を適切に見込んだうえで、避難勧告等を発令する。

第3 避難誘導

- 1 避難の準備、勧告又は指示が出された場合は、災害の規模、気象状況、災害拡大の経路及び部隊の運用状況を勘案し、最も安全と思われる避難方法についての情報を、関係機関に通報する。
- 2 上記の避難路等については、安全確保に努める。
- 3 また、避難するいとまの無い住民に対しては、必要に応じ、近隣の耐火建物の上階への避難を呼びかける。

第4 地下街等への対応

- 1 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合は、これらの施設の名称及び所在地をあらかじめ把握し、東京都地下街等浸水対策協議会池袋地区部会の連絡体制に基づき電話及びFAX及びメールにより洪水予報等の情報伝達体制を構築する。
- 2 地下街等への浸水の可能性がある場合は、「池袋地区地下街等浸水対策計画」に基づき、池袋地区部会の施設管理者と連携して、避難誘導等を行う。

第7節 防災広報の充実 【政策経営部・各防災関係機関】

第1 平常時

- 1 台風、高潮、集中豪雨に関する一般知識
- 2 家庭での風水害対策
- 3 避難するときの注意
- 4 地下空間における緊急的な浸水に対する心得
- 5 土砂災害に対する心得
- 6 台風時の風に対する対策
- 7 災害情報の入手方法
- 8 応急救護の方法
- 9 地域防災組織の育成方法及び防災行動力の向上方法
- 10 避難勧告等に関する取り扱い（避難準備・高齢者等避難開始を含む）
- 11 土嚢の入手方法
- 12 荒天時のごみ収集・資源回収について

第2 災害時

- 1 広報内容

- (1) 気象及び水位の状況
- (2) 水災及び土砂災害に関する情報
- (3) 被災者の安否情報
- (4) 水防活動状況
- (5) 救出救護及び要配慮者への支援の呼びかけ

2 広報手段

- (1) テレビ、ラジオ等報道機関を介しての情報提供
- (2) 消防車両の巡回
- (3) 防災行政無線、FAX、システム端末及び画像端末を介しての情報提供
- (4) ホームページ
- (5) デジタルサイネージ
- (6) 安心・安全メール、ツイッター、フェイスブックを介しての情報提供
- (7) 消防団員及び災害時支援ボランティアを介しての情報提供

第 8 節 同一河川・圏域・流域の区市町村における情報の共有

【総務部・都市整備部・都建設局】

第 1 情報の共有の必要性

中小河川の同一流域区市町村では、集中豪雨による河川の増水や氾濫がほとんど同時、若しくはわずかな時間差で起こる可能性が高い。水害の恐れがある場合、区市町村は、区域を定めて避難勧告、指示等を行うが、集中豪雨では、時間的制約のため、このような措置が困難な場合がある。

- 1 都は、同一河川・圏域・流域の範囲を定め、一斉同報ファックスなどにより、区市町村の避難勧告等に有用な情報を提供する。
- 2 豊島区では、都から提供される気象情報、水位情報等に留意するとともに、豪雨となる前から同一河川・圏域・流域内の区と連携し、必要な情報（避難勧告の必要性の判断、発令の有無、河川や降雨の現況など）の共有を図るものとする。

第 2 同一河川・圏域・流域の設定

豊島区に関連する同一河川・圏域・流域は、下記のとおりである。

河川・圏域・流域名	区市数	対象区市
隅田川及び新河岸川流域	11	千代田区、中央区、港区、台東区、墨田区、江東区、 豊島区 、北区、荒川区、板橋区、足立区
神田川流域	15	千代田区、中央区、新宿区、文京区、台東区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、 豊島区 、北区、荒川区、練馬区、武蔵野市、三鷹市
石神井川・白子川流域	10	豊島区 、北区、荒川区、板橋区、練馬区、武蔵野市、小金井市、小平市、西東京市、東村山市

第 3 都の情報提供

- 1 情報の内容

都は、同一河川・圏域・流域内の区市町村に対して、必要に応じて次のような情報を提供する。

- (1) 同一河川・圏域・流域の区市町村が発令した避難勧告等
 - (2) 同一河川・圏域・流域の区市町村からの浸水状況報告等
 - (3) 避難が必要な区域
 - (4) 同一河川・圏域・流域の水位・雨量状況
 - (5) その他
- 2 神田川洪水予報

【参照：第3節 気象情報と通信連絡 第5 洪水予報】

第9節 水防実施報告等・水防資器材【総務部・都市整備部・都総務局・都建設局】

第1 水防実施報告等

1 水防概況報告

この報告は特に迅速を要するため、水防管理者は第四建設事務所に対し電話で概況を連絡し、報告書を提出する。

2 水防実施報告

水防管理者は、水防作業終了後3日以内に、第四建設事務所経由都水防本部（建設局）へ水防実施報告を行う。

【参照：水防実施報告等の様式（資料編 III 風水害対策編p.11）】

第2 水防資器材

区及び都第四建設事務所において、各種水防資器材を配備し、水災に即応できる体制を確保している。

【参照：水防工法（資料編 III 風水害対策編p.19）、水防資器材の保有状況（資料編 III 風水害対策編p.22）】

第10節 公用負担【総務部】

第1 公用負担権限

水防法第28条の規定により水防上緊急の必要があるときは、現場において、次の権限を行使することができる。

- 1 必要な土地の一時使用
- 2 土石、竹木その他の資材の使用、若しくは収用
- 3 車両、その他運搬具又は器具の使用
- 4 工作物その他障害物の処分

第2 公用負担権限証明

公用負担の権限を行使する場合、水防管理者又は消防署長にあつては、その身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けた者にあつては、証明書を携行し、必要ある場合はこれを提示すること。

【参照：公用負担権限証明(資料編 III 風水害対策編p. 22)】

第3 公用負担命令票

公用負担の権限を行使するときは、公用負担命令票を作成し、その一通を目的物所有者、管理者又はこれに準すべき者に交付するものとする。

ただし、現場の事情により、そのいとまのないときは事後において直ちに処理するものとする。

【参照：公用負担命令票(資料編 III 風水害対策編p. 23)】

第11節 河川及び内排水施設の応急措置及び復旧措置【都市整備部・都建設局】

機 関 名	応 急 措 置 及 び 復 旧 措 置
区	(1) 地盤の低い地域等が河川、内排水路の洪水、溢水等により浸水被害が発生したときは、区所有の可搬式ポンプを使用して排水する。能力不足のときは、豊島土木防災協会のポンプ、労力を雇上して応急排水を実施する。 (2) 水防活動と並行して管内の河川管理施設等を重点的に巡視し、被害箇所については、直ちに都に報告するとともに必要な措置を実施する。
都 建 設 局 第四建設事務所	(1) 災害が発生した場合、直ちに、堤防、護岸、排水施設等及び工事箇所の被災の発見に努める。 (2) 破損等の被害を受けた場合には、特に氾濫水による被害の拡大防止に重点を置き、速やかに施設の復旧に努め、区の実施する応急措置に関し、技術的援助を実施する。 (3) 河川管理施設の応急・復旧対策については区に技術的助言を行うほか、大規模なものについては直接実施する。 (4) 巡回・点検及び応急対策については、災害時における応急対策に関する協定により対処する。
都 下 水 道 局	(1) 水再生センター、ポンプ所等の排水施設に被害を受けた場合は、特に氾濫水による被害の拡大防止に重点を置き、区関係部局及び水防団体との連絡体制を密にし、相互の協力及び応援態勢の確立を図り、速やかに施設の復旧に努める。 (2) 被害が大規模で、復旧活動が都下水道局だけでは実施困難であり、かつ緊急を要する場合には、災害時における水再生センター等の応急復旧業務に関する協定を締結している民間団体に協力を得て対処する。